

- 議 長 日程第4「議案第38号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」を議題といたします。
- 町長 町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第38号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。平成30年6月5日提出、松田町長 本山博幸。
- 議 長 提案理由、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が施行されたことによる放課後児童支援員の基礎資格等が改められたことに伴い、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 子育て健康課長 松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、こちら厚生労働省より放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正される省令が施行されたことによります一部改正となります。
- 議 長 改正の内容につきましては、放課後児童支援員の基礎基準ということで、基準を緩和することにより放課後児童支援員の雇用を確保しやすくするものでございます。参考資料の新旧対照表により説明させていただきます。右側、現行でございます。第11条第3項の第4号でございます。学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者と定められておりましたが、こちらですが、こちらの学校教育法の中には、特別支援学校とかですね、聾学校、盲学校というのも含まれているんですけども、この中では幼稚園、小学校、中学校等、個別に資格を有する者として規定されておりました。それが左側の改正案でございますが、根拠となる法律が教育職員免許法というものになりまして、第4条に規定する免許状を有する者ということで、特別支援学校の教員免許や養護教諭の免許を有する方も含まれることとなりました。それとですね、第10号として5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めた者ということで、実績を有する方の雇用も広げたものでございます。

1 ページ、1 枚お戻りいただきまして、改正条例の本文、一番下の附則ですが、この条例は公布の日から施行する。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑は…。

4 番 南 雲 この5年以上の従事した者ということで、今現在その支援員さんは何人いらして、それで十分足りているかどうか。それで、5年以上というところかなり長いので、その次に、例えば欠員ができたときにどうされるか、お伺いしたいと思います。

子育て健康課長 現在ですね、寄が5人、松田学童が13人ということで、ローテーションをしながら寄は常時2名、松田は7名という形で従事していただいております。先ほどですね、説明の中でちょっと不足していたんですけども、この条例改正をするに該当はしなかったんですけども、その同じ11条の第9号にですね、高等学校卒業者等であり、かつ2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、町長が適当と認めた者ということで、高校を卒業している方は2年間の従事のみならずという形だったんですけども、今度、こちら追加されたものにつきましては、5年以上というものは高校卒業していなくてもいいということで、中学校卒業でも5年以上の従事期間があれば資格としてみなしますよということでございます。今現在は不足した場合には、資格を持っている方はそのまま支援員という形なんですけども、資格を持っていない方は補助員という形で採用させていただきまして、高卒であれば2年間、従事した後に県のほうで行います研修を受けていただいて、支援員として格上げといったら変ですけども、支援員として従事していただくようになります。

議 長 ほかに。

1 番 平 野 確認させてください。今、補助員という言葉が出たんですが、この補助員というのは放課後児童健全育成事業に従事した者ということで含まれているということですか。

子育て健康課長 補助員という方は教員の免許とか何もなくて、従事したこともない方でも補

助員として採用して、実績があった後に研修を受けていただいて、支援員という形で採用しております。各教室に必ず1人は資格のある人、今のところですね、1名を除いては資格がある方なので。何というんですかね、2人ずつ配置してありますけども、1名は必ず資格のある方、支援員で、1名は補助員でもいいということになっております。

1 番 平 野 今ので大体わかったんですが、なので、この補助員として何の資格がなくて、高卒でなくて、補助員として5年以上従事すれば支援員になるというふうに考える。で、その今、補助員の方が1人はいますよと、松田ではね。はい、わかりました。

議 長 よろしいですか。ほかに。

(「なし」の声あり)

これにて質疑を打ち切りたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略し、採決を行います。議案第38号松田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。